

# 税



税務課と川越税務署からのお知らせです。町税等は、住民サービスを提供する上で、重要な財源です。納期限内の納税に、ご協力をお願いします。その他、税にはたくさんの種類があります。詳細は、「税に関する情報」国税庁のホームページをご覧ください。

## ストップ！滞納

11月～1月は滞納整理強化期間です。町税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めるものです。

しかし、大多数の人が期限内に納付している一方、一部では税を滞納する人もいるのが現状です。

そこで、税負担の公平性と税収入の確保を図るため、当町をはじめ県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を定め、「ストップ！滞納」をスローガンに徴収対策を進めていきます。

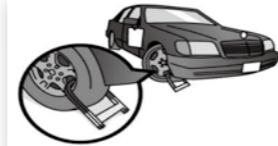
町でも、11月～1月の期間

中、特に、悪質な滞納に対する差押えなどの処分を強化しながら、町税滞納の解消に向けた取り組みを行っていきます。

### 【金融機関への調査】



### 【自動車のタイヤロック】



### 【勤務先調査】



☎税務課収税係 122～125

☎川越税務署 235-9411

## ▶各種説明会を開催します

### 青色申告（平成24年分）

青色申告決算書の作成方法や留意点に関する説明会です。

#### ▶事業所得の人

12/3 (月)	9:30～11:30 13:30～15:30	川越市市民会館
12/4 (火)	13:30～15:30	毛呂山町福祉会館
12/6 (木)	13:30～15:30	富士見市市民総合体育館
12/7 (金)	13:30～15:30	坂戸市文化会館

#### ▶不動産所得の人

12/10 (月)	13:30～15:30	川越税務署
-----------	-------------	-------

### 消費税申告（平成24年分）

消費税の計算方法や申告書の書き方に関する説明会です。

#### ▶簡易課税

12/13 (木)	9:30～11:30	川越税務署
-----------	------------	-------

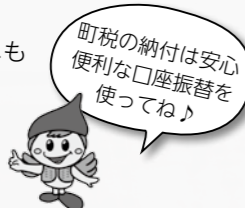
#### ▶一般課税

12/13 (木)	13:30～15:30	川越税務署
-----------	-------------	-------

## ▶口座振替をご利用ください

口座振替は、指定の金融機関の本支店窓口のほか、役場税務課、藤久保出張所、竹間沢出張所の各窓口でも申し込みができます。

また、役場へ郵送での申し込みもできるので、大変便利です。詳しくは、町のホームページをご覧ください。



☎税務課管理係 126・127

### 白色申告（平成24年分）

収支内訳書の作成方法や留意点に関する説明会です。

#### ▶不動産所得の人

12/11 (火)	9:30～11:30	川越税務署
-----------	------------	-------

#### ▶事業所得の人

12/11 (火)	13:30～15:30	川越税務署
12/12 (水)	13:30～15:30	川越税務署

## 年末調整

川越税務署管内の源泉徴収義務者のための、平成24年分源泉所得税の年末調整説明会です。

11/19 (月)	14:00～16:00	坂戸市文化会館
11/20 (火)	14:00～16:00	三芳町文化会館
11/22 (木)	14:00～16:00	川越市市民会館

## 税を考える週間 11/11～11/17

「税の役割と税務署の仕事」をテーマに、ICT化や国際化に向けた取り組みも含めて紹介します。

【税に関する情報】国税庁 [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)  
 【e-Tax 情報】e-Tax [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)  
 【e-Tax 操作】☎ 0570-015901



「わたらしい、わたし」であるために



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

「彼の言ったとおりにできないから」「彼の気にさわることをしたから」など、自分に落ち度があるとあきらめていませんか。暴力はどんな理由があっても、ふるう人が悪いのです。被害者のあなたに責任はありません。

# たとえ夫婦間でも暴力は犯罪です

ドメスティック・バイオレンス (DV) のない社会に向けて！  
 毎年 11/12～25 日の 2 週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です  
 ☎総務課人権推進係 405

## DVとは？

DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉が聞かれたことはありませんか。そして、どんなイメージを抱いていますか。DVのDは、ドメスティック (domestic) 家庭内のD。Vはバイオレンス (violence) 暴力のVで、夫や恋人など親密な関係にあるパートナーから、繰り返し振るわれる暴力のことをいいます。

## 暴力は犯罪です

夫やパートナーが暴力をふるうのは、あなたに責任があると思いませんか。「彼の言ったとおりにできないから」「彼の気にさわることをしたから」など、自分に落ち度があるとあきらめていませんか。暴力はどんな理由があっても、ふるう人が悪いのです。被害者のあなたに責任はありません。

## このような行為は全て暴力です



## あなたの身近でDVが起きていたら……

DVによる身体や心の傷は、被害者本人からは言い出しにくいものです。DVかもしれないと感じたら、そっと手を差しのべ相談窓口があることを伝えましょう。専門の相談機関や正確な情報提供は、被害者にとって大きな力となります。

### みよし女性相談（予約制）

女性の視点に立った悩み・困りごとの相談に応じます。DV・セクハラ・夫婦間のこと・家族のこと・自分の生き方・心身の不安・職場や地域の人間関係など……

カウンセラーは三芳町に地縁がなく、プライバシーは厳守します。安心して相談してください。

日程	毎月第2・4金曜日
時間	11:00～15:30 (1人50分間)
場所	役場1階住民相談室
相談員	専門の心理カウンセラー
相談料	無料（面談または電話相談）
申込み	総務課人権推進係 ☎ 404・405

— 緊急の場合は迷わず 110 番へ —